

習志野市農業委員会総会議事録

平成29年第6回習志野市農業委員会総会は平成29年6月5日（月曜日）習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後3時00分

1. 委員の出欠席 17名中 12名出席 欠席 1名

※ 5番、9番、14番、15番は欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 三代川 正夫 2番 三橋 喜左衛門 3番 三代川 彦博

4番 合間 正秋 6番 伊東 壽 7番 三橋 武夫

8番 葛城 芳一 10番 伊藤 和彦 11番 飯生 良

12番 田久保 征夫 13番 小川 孝雄

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 10番 伊藤 和彦 12番 田久保 征夫

1. 議案審議結果

上 程 4件 承 認 4件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午後 4時30分

1. 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 生産緑地のあっせんについて

議案第3号 生産緑地のあっせんについて

議案第4号 習志野市農用地利用集積計画第3号（案）について

報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	<p>事務局、ご苦労様でした。 続きまして現地調査の報告を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。本来であれば飯生良委員からの報告となりますが、本日は欠席されていますので事務局から現地調査の報告をさせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の許可申請について」調査報告をさせていただきます。</p> <p>調査は、平成29年5月29日に廣瀬会長他、農業委員10名と事務局職員2名・申請者の●●●●さんの計14名の立会で行いました。場所につきましては案内図にありますとおり、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●の●●●●の●●●●の所にございます。</p> <p>今回の申請の内容は父親の●● ●●さんの農地を後継者である●男の●●●●さんに農地法第3条の贈与による所有権移転するためと聞いております。</p> <p>現地調査で説明があったとおり、●●の●●さんは新規就労をすることになりまして、農業経営を行なうにあたり、補助金を受ける予定でその条件として農地を確保する必要があり、父親所有の農地の名義変更をするために、今回の申請をしたと伺っております。</p> <p>なお、今後の作付け計画につきましては、ハウス施設を建設し、ミニトマト栽培をメインに露地栽培などを行い、しょいかーごなどに出荷する計画となっていると伺っております。</p> <p>以上、議案第1号の調査報告とさせていただきます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>事務局、現地調査報告ご苦労様でした。 飯生 正己職務代理も●●地区ということで立ち会って頂きました。飯生職務代理いかがですか。</p>
飯生職務代理者	<p>●●さんは、●●●●役所に勤めてそれから農業をしております。もともと農業はお母さんがやっていたのですが。(その後、●●さんと奥さんとお母さんの3人で営んでいましたが) 2～3年前に奥さんが亡くなり、お母さんと2人でやっていたのですが、お母さんも高齢になり、息子さんが後を継いでくれるということです。これから本格的に農業をやってくれるしまた若い人も参入できて、●●地区としては頼もしい限りです。若いですしきっと一生懸命にやってくれるのではないかなと思っています。</p>

議 長	<p>はい、ありがとうございます。 事務局は、本案件の詳細な説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは2ページをお開きください。申請で朗読した部分は省略させていただきます。</p> <p>議案第1号参考資料 農地法第3条の規定による許可申請について 農委受付日 平成29年5月24日 農委申請日 平成29年6月 5日 本日でございます。 申請者は記載のとおりです。</p> <p>●●●●さん●●歳、新規就農ということでございます。以前は農業生産法人で働いて研修をしていたと聞いております。</p> <p>●●●●さん●●歳でございます。</p> <p>2番目、許可を受けようとする土地の所在・地番・面積・利用状況等については申請の朗読のとおりであります。</p> <p>3番、権利を設定し又は移転しようとする事由 ●●●●さんの●男の●●さんは、自営就農により経営計画に即した農業経営を行い、新規就農者のための青年就農給付金の給付要件を満たすため。</p> <p>4番、内容につきましては、所有権の移転(贈与)</p> <p>5番、農地の所有状況でございますけれども、●●●●さんが●●,●●●●㎡全てをお持ちになっておりまして、そのうちの●●●●●●●●番、●●●●番について、●●●●さんに贈与するというものでございます。先ほどの現地調査報告でありましたとおり、贈与地が●,●●●●㎡ということで、通常だと下限面積が30a(3,000㎡)でございますけれども、ハウス施設または花卉栽培は30aの規定には適用されません。それ以下であっても自立した農業ということでございます。</p> <p>6番は、家族従事者ということでございます。●●さん 250日、●●さん 290日ということでございます。</p> <p>農機の保有状況につきましては、7番に記載のとおりでございます。先ほど理由の中で『青年就農給付金』というのがございますけれどもこれは国の制度で、1年間150万円で5年間、通算しますと750万円の給付を受けられるということでございます。この給付条件を満たすために農地を確保し、農業に従事するという条件が付きますのでそのために農地を贈与で受けたいという経過でございます。私の方からは以上です。</p>
議 長	<p>はい、事務局ご苦労さまでした。 只今の事務局の説明を受け、審議に入りたいと思います。</p>

	<p>議案第 1 号について質問等の有る方は挙手願います。</p> <p>先ほど職務代理者からも「われわれ●●地区としても非常に助かります」という非常に良い意見が聞けました。私も●●さんの●男が継ぐということで、こういう話はなかなかなかったのでありがたいと思います。それからもう 1 点として、就農に係る補助金ですが農地のほうから他にプラスアルファで給付されるものがあるのですか？あるとすればその手続き等は事務局で行ってもらえるのでしょうか？</p>
事務局	<p>はい、そちらについては産業振興課が窓口になるのですが、手続きは J A 千葉みらい習志野支店を通して行います。そのための細かい要件については産業振興課で検討するというところでございました。</p>
議 長	<p>農業委員会事務局としても、相談にのったり、アドバイスをしてください。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議 長	<p>他に関連で何かありますか？</p> <p>ご意見・ご質問等が 他に無いようですので採決に入ります。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、 議案第 1 号につきましては許可と決しました。 よって本案件につきましては、本日付けで許可書を発行してください。よろしく願います。</p> <p>続きまして、議案第 2 号 生産緑地のあっせんについてを議題といたします。 事務局より、議案第 2 号の朗読をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>議案第 2 号 生産緑地のあっせんについて 所在地 習志野市●●●丁目●●●番● ●●第●生産緑地地区 (生産緑地番号●●) 申請者 習志野市●●●丁目●番●●号 ●● ●</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>面積 ●, ●●●m² (約●●●坪)</p> <p>買取希望額 ●●, ●●●, ●●●円</p> <p>m²単価 ●●, ●●●円</p> <p>坪単価 約●●, ●●●円</p> <p>用途地域 第一種中高層住居専用地域 (建ぺい率60%、容積率200%)</p> <p>当初の申出事由 (生産緑地の主たる従事者の証明)</p> <p>平成29年第3回総会 (3月) において、議案第2号で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の申請を受け審議した結果、相当と決したので証明書を発行した。</p> <p>期 限 平成29年7月7日 (金) までに回答</p> <p>生産緑地法第10条の規定に基づき、平成29年5月11日付けにて、所有者より市に対して生産緑地の買取申出がなされ、市及びその他の公共団体等において買取希望がありませんでした。</p> <p>よって、同法第13条に基づき、農業に従事することを希望する者が、これを取得できるようにあっせんに努める必要があることから、農業委員会及びJA千葉みらい習志野支店にあっせん依頼が来たものです。</p> <p>次回 (7月) の総会で、あっせん結果の報告を求めることとなります。場所につきましては6ページ、公図につきましては7ページ黄色に塗ってある●●●-●というところがございます。以上です。</p> <p>はい、議案3号を続いて朗読してください。</p> <p>はい、それでは5ページをお開きください。</p> <p>議案第3号</p> <p>生産緑地のあっせんについて</p> <p>所在地 習志野市●●●丁目●●●番● ●●第●生産緑地地区 (生産緑地番号●●)</p> <p>申請者 習志野市●●●丁目●番●●号 ●● ●</p> <p>面積 ●●●m² (約●●●坪)</p> <p>買取希望額希望額 ●●, ●●●, ●●●円</p> <p>m²単価 ●●, ●●●円</p> <p>坪単価 約 ●●, ●●●円</p> <p>用途地域 第一種中高層住居地域 (建ぺい率60%、容積率200%)</p> <p>当初の申出事由 (生産緑地の主たる従事者の証明)</p> <p>平成29年第3回総会 (3月) において、議案第3号で生産緑地に係る農</p>
-----------------------	---

<p>議 長</p>	<p>業の主たる従事者についての証明願の申請を受け審議した結果、相当と決したので証明書を発行した</p> <p>期 限 平成29年7月7日(金)までに回答</p> <p>生産緑地法第10条の規定に基づき、平成29年5月11日付けにて、所有者より市に対して生産緑地の買取申出がなされ、市及びその他の公共団体等において買取希望がありませんでした。</p> <p>よって、同法第13条に基づき、農業に従事することを希望する者が、これを取得できるようにあっせんに努める必要があることから、農業委員会及びJA千葉みらい習志野支店にあっせん依頼が来たものです。</p> <p>次回(7月)の総会で、あっせん結果の報告を求めることとなります。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これに関して質問、ご意見ありませんか。</p> <p>三代川彦博委員どうぞ。</p>
<p>三代川彦博委員</p>	<p>この間現地調査に行った際に、金額に関して今までに無いくらいの金額だなと少し疑問に思ったのですが、この金額というのは効力としてはどのくらいあるものなのか。それからもう一つ市や公共団体などは公園など必要性がある場合と、私としては認識してはいたのですが、公共団体とはどういうところなのかということと、市の場合には公園緑地課などどこにお願いしてやっているのか、個人的にはこれだけ安い金額なのになぜ市が買わないのかと思います。今保育所の待機児童の問題などがある中で、市が土地を購入して民間が運営をするといったこともできると考えますが。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>事務局長、わかる範囲で回答してください。</p> <p>市の全体に照会をします。教育機関、こども部、都市環境部、消防など市全体に照会をします。県のほうは確認しておりません。</p> <p>生産緑地はできた当時は30年経ったら市に買い取り請求できますという内容でございました。他に利用できないかということですが、行政機関に照会をした結果どこも買い取りはありませんでした。そこでまず順番として公共への斡旋をして希望がなかったら、農業者斡旋ということで照会が来ます。金額については正式なルートで受けている金額です。</p>

議 長	良いですか？
三代川彦博 委員	はい、わかりました。
議 長	伊東壽委員、どうぞ
伊東壽委員	<p>今までの買い取り金額と比べてすごく低額ですので、6月1日に見に行っただのですが、そうしましたら資料の中の報告事項の3に出ている所有権移転ということで、ここは市街化区域らしいのですが、それが●●●●●の資材置き場にするということで売却するようです。そうなりますと生産緑地の幹旋の畑については道がないんですよ。入口が西側の方で畑へ辿り着くための道もすごく狭くてトラクターが入るのかなと思います。だから●●●●●が買う資材置き場を通らないと畑に辿り着けない感じなんです。幹旋する畑については、少し傾斜地です。手前の方は傾斜地なのですが傾斜になっている感じでした。周辺は皆住宅地です。北側に建売のような建物が6軒ありまして南側には同じく建物が7軒ありました。畑が相当荒れているかなと思ったのですが、そんなに荒れているような感じは無かったです。以上です。</p>
議 長	<p>参考意見ありがとうございます。 今伊東壽委員から報告があったのですが、今まで畑はどこから入っていたのかわかりますか？</p>
田久保征夫 委員	<p>北の方からだと思います。住宅がいくつかあるのですがそのあたりから入ったようなことを言っていました。あるいはこの間現地調査に行ったときに見た畑の所を通らせてもらっているのかなと思います。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。 他に質問、ご意見等ありませんか？ 無いようですので、この2つの案件につきましては皆様に地域に持ち帰り、買取申出者がいるか確認いただき、来月7月5日の総会で結果の報告を求めることとなりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして 議案第4号「農用地利用集積計画第3号（案）」について、事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>

事務局	<p>はい。</p> <p>議案第 4 号</p> <p>平成 29 年度習志野市農用地利用集積計画第 3 号（案）について下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第 3 号（案）の提出があったので意見を求める。</p> <p>平成 29 年 6 月 5 日提出</p> <p>1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番 ●, ●●●m²</p> <p>2 権利の内容 使用貸借権設定（3 年間）</p> <p>3 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●丁目●番●号 ●● ●● 譲渡人 習志野市●●●丁目●番●号 ●● ●●</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件は、利用集積の継続申請とのことで、私の判断で現地調査は行いませんでした。</p> <p>この他に関連してありますか？</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>こちらは、平成 28 年 5 月 1 日から 1 年間の期間で●●●●さんが●●●●●●さんから借りておりました。1 年というのはそこで作ってみて様子を見るということでしたが、今度は 3 年間お借りするということで申請がございました。場所につきましては 10 ページになります。●●●●●●があります●●●●●●丁目のところです。公図については一筆でございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局、ご苦労様でした。</p> <p>続きまして、調査報告と言うことで、申請地の地元委員の伊東壽 委員より、農地の現状・耕作などの状況を踏まえ報告等あればお願いします。</p>
伊東壽委員	<p>畑の行き帰りに通りますので見ているのですが、●●さんはきちんと作っている様ですし、譲渡人のかたはもう●●歳で自分では耕作をするのが困難のようです。1 年間ずっと見ていますがきちんとやっていますので、更新することは良いと思います。</p>

議 長	伊東壽委員、ご苦労様でした。 飯生職務代理人、畑が近いので何かありますか？
飯生職務代理人	そうですね。畑が近いので時折行ってみるのですが、ご夫婦で一生懸命にきれいに耕作していますから、これからも3年間きちんと耕作していけるとおもいます。
議 長	<p>はい、ありがとうございます。 関連して何かありますか？</p> <p>他に質問等が無ければ、採決に入ります。 議案第4号「農用地利用集積計画第3号（案）」について賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、 議案第4号「農用地利用集積計画第3号（案）」について許可相当と決しました。 本日付けで、承認の旨を市長に回答いたします。</p> <p>続いて、報告第1号および報告第2号については「農地転用届出書の受理通知の交付について」すでに報告書はご覧いただいていることと思いますが何かご質問等がございましたら挙手願います。</p> <p>質問等が無ければ、本日の総会はこれを持ちまして終了いたします。 ご苦労様でした。</p>